

中津市社会福祉協議会住民型有償サービス団体助成事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、中津市社会福祉協議会共同募金に係る各種団体等助成金交付要綱（以下、「助成金交付要綱」という。）に基づき、中津市内の地域において、安心して暮らしていけるよう公的サービスだけではまかないきれない地域のニーズを解決するために、ボランティアな地域の支えあいを目的に住民が主体となって運営・サービス提供をしている住民型有償サービス団体に助成し、地域住民の支え合い活動の推進を図ることを目的として、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 本事業の助成金を交付する実施主体は、中津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(助成対象団体)

第3条 この助成金の対象となる団体は次に掲げる条件を満たす住民型有償サービス団体とする。ただし、本会会長が、特に必要と認める場合はこの限りではない。

- (1) 地域住民が自発的・主体的に行っている非営利の活動を目的としていること。
- (2) サービスの提供者・受け手が共に地域住民であり、互いに対等な立場の「会員」として団体構成をする、住民相互の「たすけあい」を基調としていること。
- (3) 高齢者・障がい者・子ども等の援助が必要な会員に対し、その地域での生活を支援するための、在宅福祉サービスを提供していること。
- (4) その他、本会会長が必要と認める活動

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、団体の運営や活動に関する経費であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) マネージャー手当、その他運営に関わるスタッフに関する手当（会計等）
- (2) 研修経費（講師謝礼費及び旅費）
- (3) 運営・活動経費
- (4) その他、本会会長が必要と認める経費

2 ただし、以下に該当する経費は対象外とする。

- (1) 飲食費
- (2) 通信費（携帯の電話代など公私の区別が付きにくいもの）
- (3) その他、本会が適切でないと認めた経費

(助成対象期間)

第5条 助成を受けた日の属する年度内とする。

(助成金額)

第6条 発足年度の次年度より助成対象とし、助成額は、発足年度の残月数（発足月含む）で算出するものとする。

発足年度の翌々年度からは、1団体あたりの助成額の上限は当該年度の募金実績に応じて定めるものとする。

(助成金の申請)

第7条 助成を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類を期日までに本会会長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 会則
- (3) 当該年度事業計画及び予算書、前年度事業報告及び決算書
- (4) 会員名簿(対象事業に係る)

(審査)

第8条 審査については、助成金交付要綱第9条に基づき行うものとする。

(内示及び決定)

第9条 内示および決定については、助成金交付要綱第10条に基づき行うものとする。

(事業の報告)

第10条 事業の報告については、助成金交付要綱第11条に基づき行うものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則 この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。
この要領は、平成26年 6月26日から施行する。
この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。
この要領は、令和 元年12月 1日から施行する。